

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年10月2日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋 仁 主任監察監督官 白浜 弘幸 電話 03 - 3512 - 1612
----	--

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します

東京労働局（局長 前田芳延）は、平成29年度に労働基準監督署が実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。対象となった2,379事業場のうち、1,695事業場（全体の71.2%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち1,054事業場（全体の44.3%）で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【平成29年4月から平成30年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： **2,379 事業場**
このうち、1,695事業場（全体の71.2%）で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - 違法な時間外労働があったもの： **1,054 事業場（44.3%）**
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 - 月80時間を超えるもの： **701 事業場（66.5%）**
 - うち、月100時間を超えるもの： **483 事業場（45.8%）**
 - うち、月150時間を超えるもの： **122 事業場（11.6%）**
 - うち、月200時間を超えるもの： **26 事業場（2.5%）**
 - 賃金不払残業があったもの： **179 事業場（7.5%）**
 - 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **269 事業場（11.3%）**
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
 - 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： **1,965 事業場（82.6%）**
うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの： **1,103 事業場（56.1%）**
 - 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： **583 事業場（24.5%）**

脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (平成29年4月から平成30年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

平成29年4月から平成30年3月までに、2,379事業場に対し監督指導を実施し、1,695事業場(全体の71.2%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが1,054事業場、賃金不払残業があったものが179事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが269事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数 (注1)	労働基準関係法令違 反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	2,379 (100%)	1,695 (71.2%)	1,054 (44.3%)	179 (7.5%)	269 (11.3%)	
主な業種	製造業	103 (4.3%)	79 (76.7%)	59	10	7
	建設業	231 (9.7%)	154 (66.7%)	83	14	20
	運輸交通業	134 (5.6%)	103 (76.9%)	81	10	13
	商業	330 (13.9%)	227 (68.8%)	155	20	28
	教育・研究業	268 (11.3%)	206 (76.9%)	110	16	32
	接客娯楽業	217 (9.1%)	163 (75.1%)	110	28	48
	その他の事業 (注6)	842 (35.4%)	577 (68.5%)	326	58	87

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
2,379	327 (13.7%)	657 (27.6%)	351 (14.8%)	316 (13.3%)	453 (19%)	275 (11.6%)

表3 企業規模別の監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
2,379	119 (5%)	284 (11.9%)	196 (8.2%)	247 (10.4%)	473 (19.9%)	1,060 (44.6%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、1,965事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に係る調査審議の実施
1,965	186	277	843	1,103	61	71

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、583事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（ ）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
583	176	36	415	38	6	1

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目の括弧内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

- (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
 監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった1,054事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、701事業場で1か月80時間を、うち483事業場で1か月100時間を、うち122事業場で1か月150時間を、うち26事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場	80時間以下	80時間超	100時間超		
			100時間超	150時間超	200時間超
1,054	353	701	483	122	26

- (2) 労働時間の管理方法
 監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、189事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、432事業場でタイムカードを基礎に確認し、500事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、1,326事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)			自己申告制 (注2)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	
189	432	500	1,326

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

東京労働局管内における監督指導事例

【事例 1】業種：飲食店（企業規模約 900 人）

脳・心臓疾患を発症した労働者について、36 協定で定めた上限時間（特別条項：月 80 時間）を超えて、月 156 時間の違法な時間外・休日労働を行わせていたほか、年 1 回の定期健康診断を実施していなかったもの

【労働基準監督署が把握した事実】

立入調査を実施したところ、

脳・心臓疾患を発症した労働者に、36 協定で定めた上限時間（特別条項：月 80 時間）を超える時間外・休日労働（最長：月 156 時間）を行わせていたこと

一定時間分の固定残業代を支払っていたが、その時間を超える時間外・休日労働に対して割増賃金を支払っていなかったこと

年 1 回の定期健康診断を実施していなかったこと

長時間労働を行かせた労働者の健康障害を防止するための取組を行っていなかったことなどが認められた。

【労働基準監督署の指導】

労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、時間外・休日労働を月 80 時間以内とするよう指導

労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告し、不足額を支払うよう指導

労働安全衛生法第 66 条（健康診断）違反を是正勧告

長時間労働を行った労働者には、医師による面接指導等を実施するよう指導

時間外・休日労働時間と健康障害のリスク

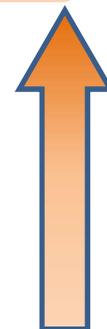
時間外・休日労働時間

健康障害のリスク

月 100 時間超 又は
2～6 か月平均で月 80 時間を超えると → 高

長くなるほど → 徐々に高まる

月 45 時間以内 → 低



【事例2】業種:その他の広告・あっせん業(企業規模約30人)

36協定で定めた上限時間(特別条項:月120時間)を超えて、月254時間の違法な時間外・休日労働を行わせていたほか、メンタルヘルス対策が未整備だったもの

【労働基準監督署が把握した事実】

立入調査を実施したところ、

36協定で定めた上限時間(特別条項:月120時間)を超える時間外・休日労働(最長:月254時間)を行わせていたこと

賃金台帳に労働時間数等を記入していなかったこと

メンタルヘルス対策を図るための対策が取られていなかったこと

などが認められた。

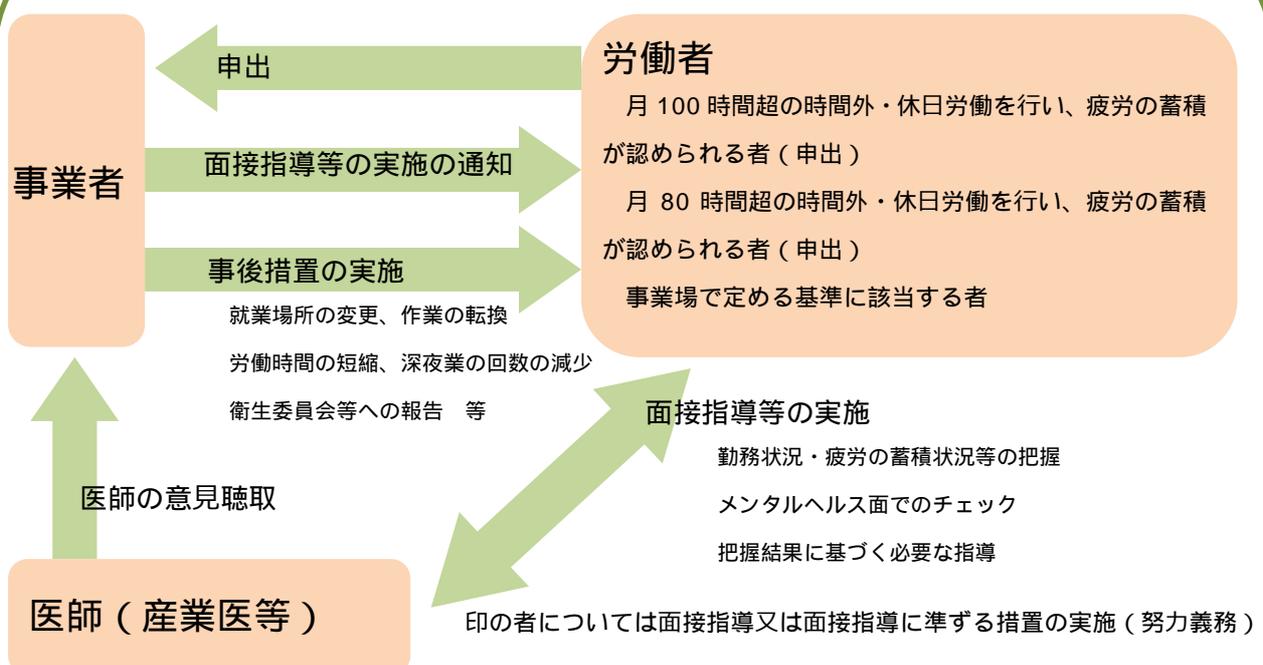
【労働基準監督署の指導】

労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、時間外・休日労働を月80時間以内とするよう指導

労働基準法第108条(賃金台帳)違反を是正勧告

メンタルヘルス対策の実施体制を整備するよう指導

医師による面接指導制度



【事例 3】業種:ソフトウェア業（企業規模約 600 人）

労働者 14 名について、36 協定で定めた上限時間（特別条項：月 100 時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 186 時間）を行わせていたほか、健康診断の結果について医師等からの意見聴取が行われていなかったもの

【労働基準監督署が把握した事実】

立入調査を実施したところ、

36 協定で定めた上限時間（特別条項：月 100 時間）を超える時間外・休日労働（最長：月 186 時間）を行わせていたこと

労働者の自己申告により労働時間を把握していたが、実労働時間と合致しているか実態調査を行っていなかったこと

健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったこと

などが認められた。

【労働基準監督署の指導】

労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、時間外・休日労働を月 80 時間以内とするよう指導

労働時間の把握はタイムカード、IC カード等の方法で行うことを検討し、また自己申告によらざるを得ない場合は必要に応じ実態調査を行うよう指導

労働安全衛生法第 66 条の 4（健康診断において異常所見があった者に係る意見聴取）違反を是正勧告

健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取と事後措置

健康診断の実施

常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。

深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6 か月以内ごとに 1 回の健康診断を実施しなければなりません。

事後措置（健康診断後、使用者が実施）

健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。